

一給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント一

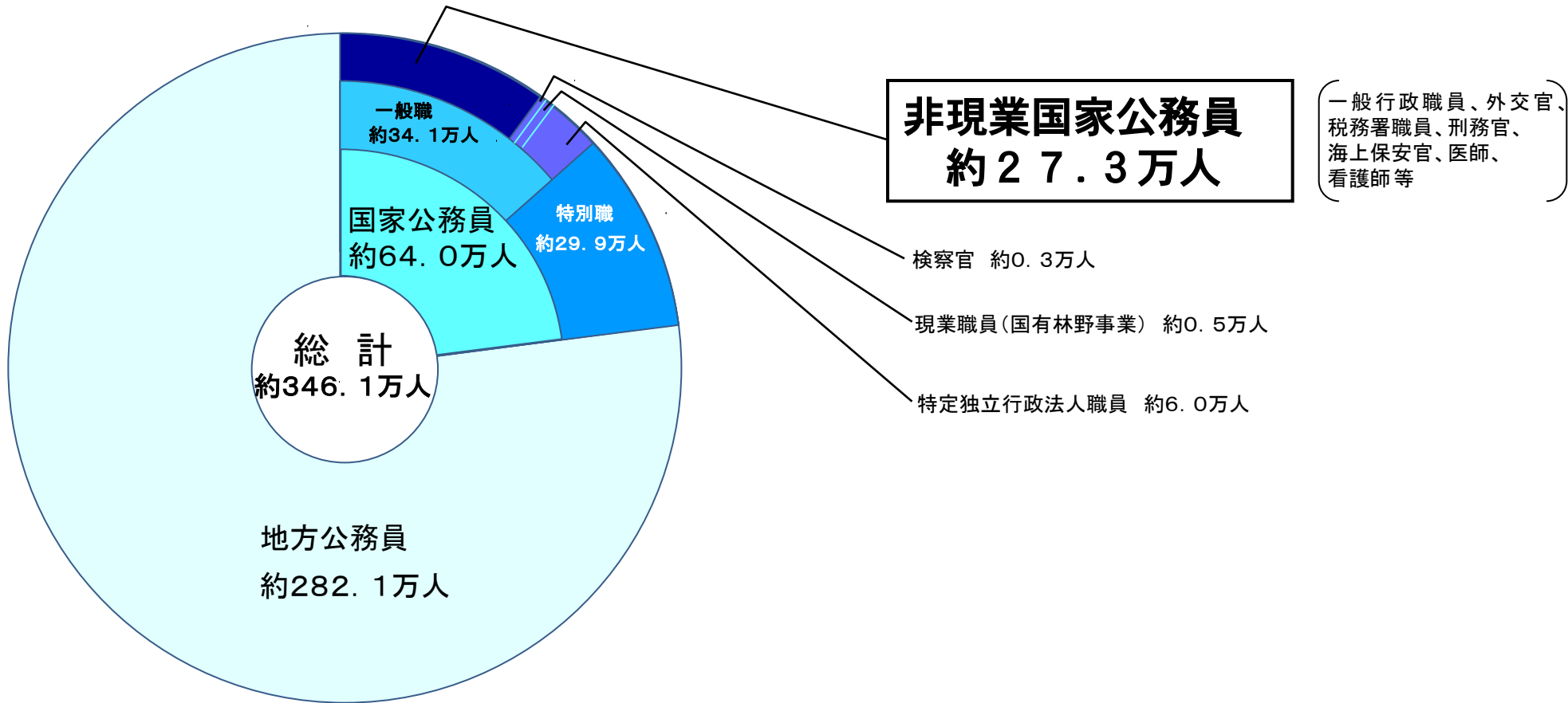
平成23年9月
人 事 院

目次

① 給与勧告の対象職員	1
② 給与勧告の手順	2
③ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)	3
④ 民間給与との較差に基づく給与改定	4
⑤ 本年の給与改定	5
⑥ 国家公務員(行政職(一)及び指定職)モデル給与例	6
⑦ 最近の給与勧告の実施状況(行政職(一)関係)	7
⑧ 給与構造改革における経過措置額の廃止について	8

① 給与勧告の対象職員

公務員には、国家公務員約64.0万人と、地方公務員約282.1万人がいます。そのうち、人事院の給与勧告の対象となるのは、「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける一般職の非現業国家公務員約27.3万人です。

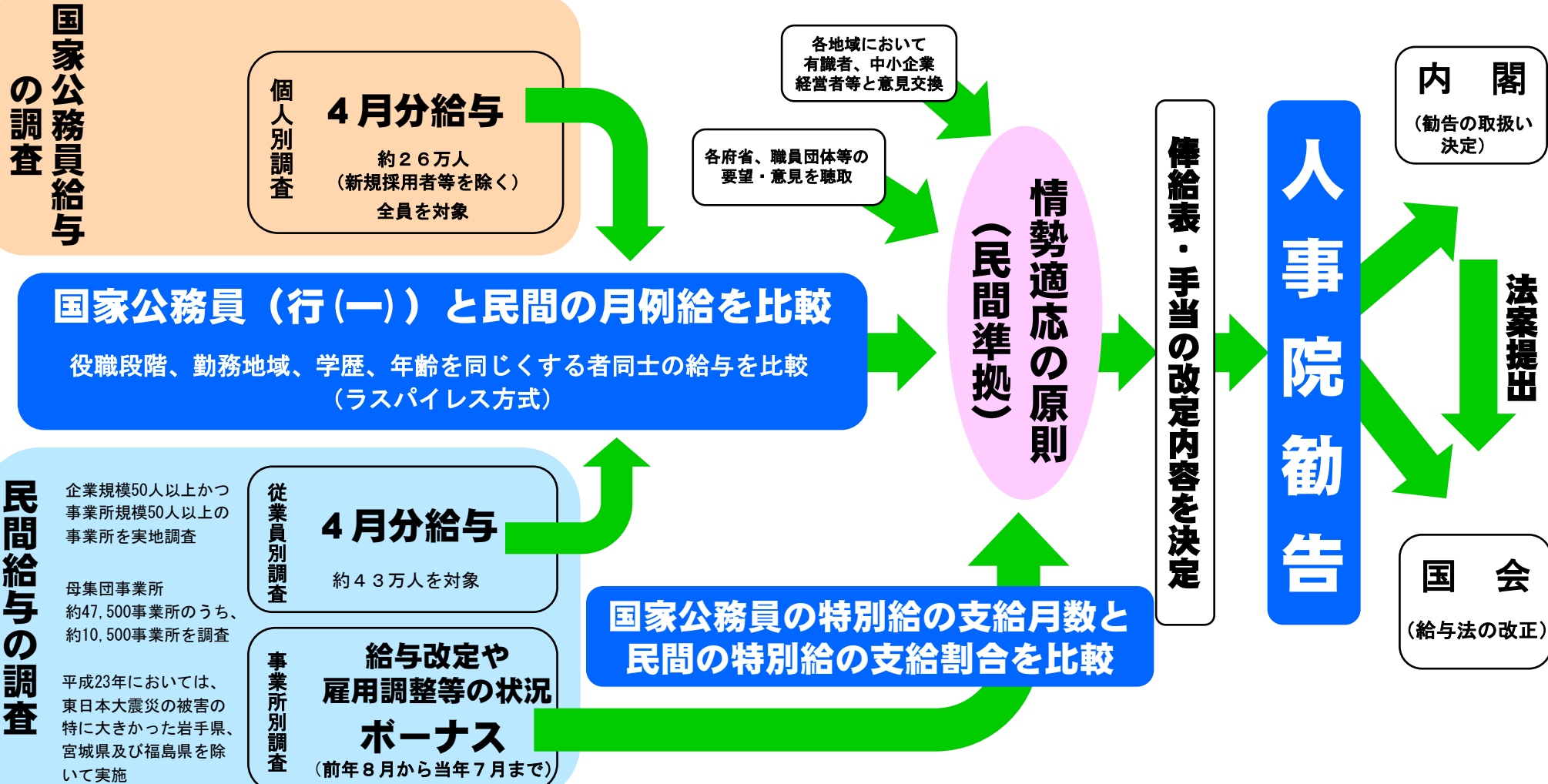


(注)1 国家公務員の数は平成23年度末予算定員等による。
2 地方公務員の数は総務省「平成22年地方公務員給与実態調査」に基づいて推計したものである。

② 給与勧告の手順

人事院では、国家公務員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。

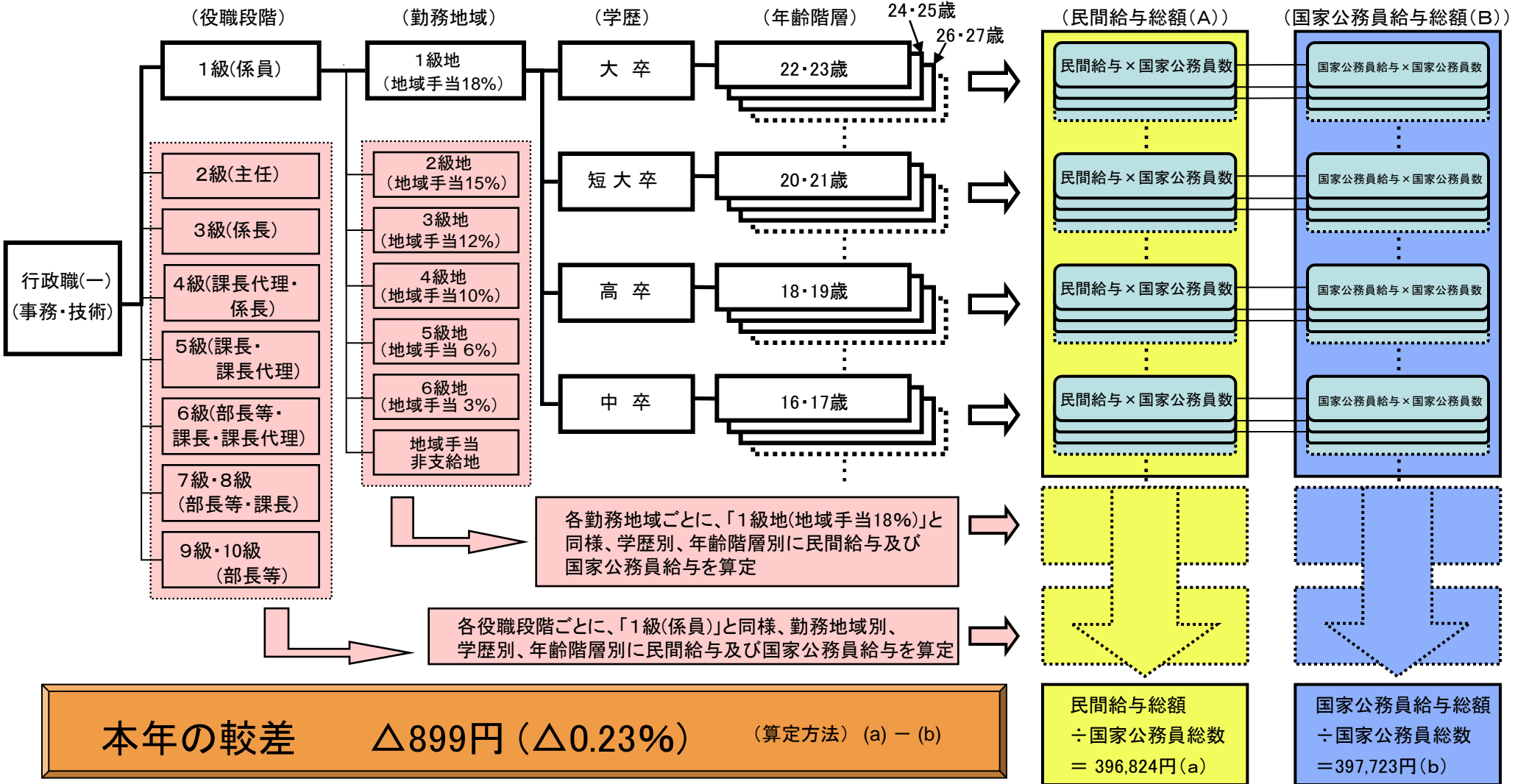
また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間(前年8月から当年7月まで)の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に国家公務員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



③ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の国家公務員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階、勤務地域、学歴、年齢階層別の国家公務員の平均給与(注1)と、これと条件を同じくする民間の平均給与(注2)のそれぞれに国家公務員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。

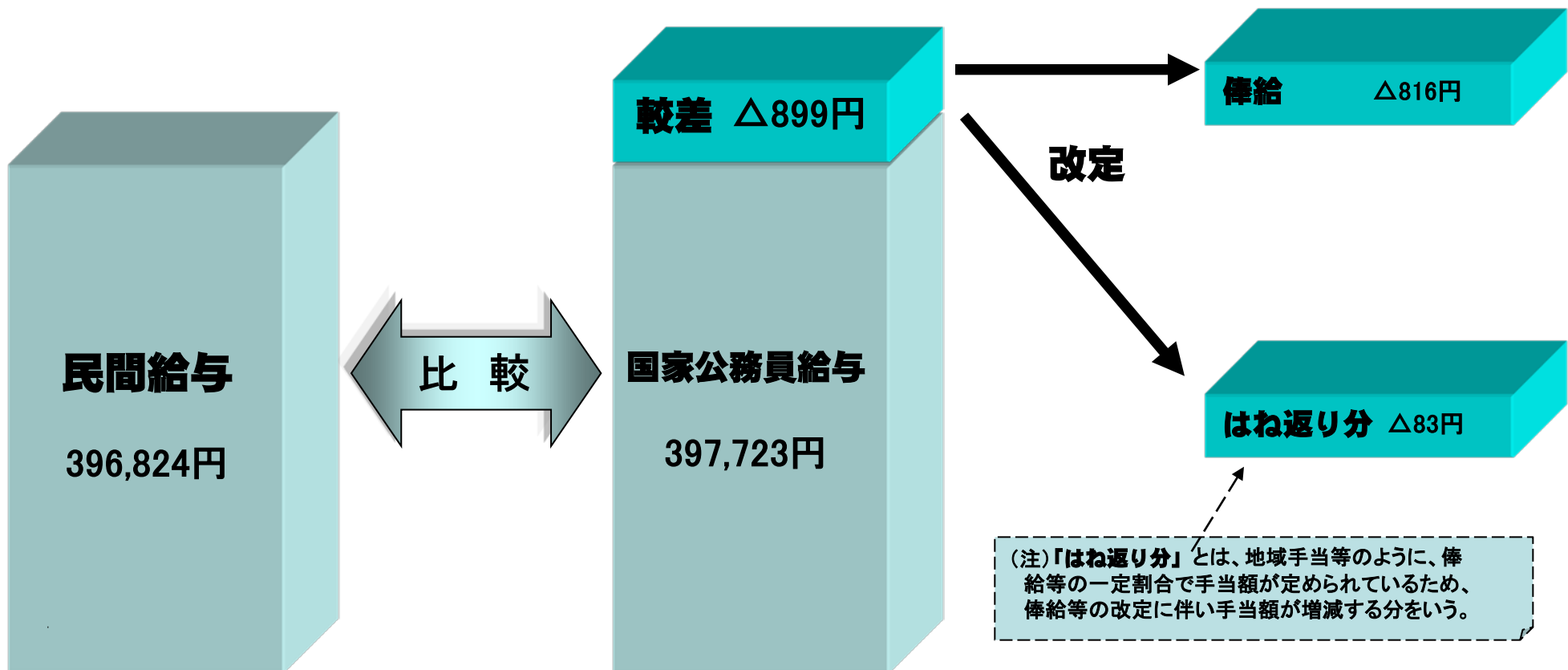


(注1) 平成23年国家公務員給与等実態調査の結果を基に算出

(注2) 平成23年職種別民間給与実態調査の結果を基に算出

④ 民間給与との較差に基づく給与改定

本年の民間給与との較差 $\Delta 899$ 円($\Delta 0.23\%$)を解消するため、以下のとおり、月例給与の引下げ改定を行うこととしました。



⑤ 本年の給与改定

1 月例給

(1) 行政職俸給表(一)

民間の給与水準を上回っている50歳台を中心に、40歳台以上を念頭に置いた引下げ(50歳台:最大 Δ 0.5%、40歳台後半層: Δ 0.4%、40歳台前半層:0~ Δ 0.3%、若年層は据置き)

(2) 指定職俸給表

行政職俸給表(一)の管理職層の引下げ率を踏まえた引下げ(Δ 0.5%)

(3) その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を考慮した引下げ(医療職俸給表(一)等を除く)

2 特別給

本年の東北3県を除いた調査結果は3.987月であるが、東北3県の民間の特別給データを除くことによる影響を過去3年間について算出すると、東北3県のデータを除いた方が0.004月から0.007月高い数値となることに加え、東北3県の今夏の特別給をめぐる状況は厳しいとみられることから、特別給(現行3.95月)の改定は見送り

3 実施日と年間給与の調整

- この改定は、公布日の属する月の翌月の初日(公布日が月の初日であるときは、その日)から実施
- 本年は引下げ改定のため遡及改定は行わない。しかし、4月時点で公務と民間の均衡が図られる必要があるので、年間給与でみて公務と民間の均衡が図られるよう、4月から実施日の属する月の前月までの月例給及び6月期の特別給に係る較差相当分の額を12月期の期末手当で減額調整

⑥ 国家公務員(行政職(一)及び指定職)モデル給与例

職務段階	年齢	家族構成	勸告前		勸告後		年間給与額の差
			月額	年間給与	月額	年間給与	
係員	25歳	独身	178,800	2,841,000	178,800	2,841,000	0
	30歳	配偶者	227,600	3,600,000	227,600	3,600,000	0
係長	35歳	配偶者、子1人	287,200	4,591,000	287,200	4,591,000	0
	40歳	配偶者、子2人	323,400	5,163,000	323,400	5,163,000	0
地方機関課長	50歳	配偶者、子2人	449,200	7,062,000	447,800	7,040,000	△ 22,000
本府省課長補佐	35歳	配偶者、子1人	453,852	7,258,000	453,852	7,258,000	0
本府省課長	45歳	配偶者、子2人	735,140	11,914,000	732,662	11,870,000	△ 44,000
行政職(一)平均	—	—	397,723	6,385,000	396,824	6,370,000	△ 15,000
本府省局長	—	—	1,082,060	17,339,000	1,076,160	17,244,000	△ 95,000
事務次官	—	—	1,420,720	22,765,000	1,413,640	22,652,000	△ 113,000

(注) モデル給与例の月額及び年間給与は、俸給、扶養手当、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当及び地域手当を基礎に算出

- 地方機関課長：俸給の特別調整額 (46,300円)
- 本府省課長補佐：本府省業務調整手当 (39,200円) 及び地域手当 (18%)
- 本府省課長：俸給の特別調整額 (130,300円) 及び地域手当 (18%)
- 本府省局長・事務次官：地域手当 (18%)

(参考)

地方機関専門職
(56歳、扶養親族は配偶者)

	勸告前		勸告後		年間給与額の差
	月額	年間給与	月額	年間給与	
	408,500	6,628,000	406,600	6,597,000	△ 31,000

(注) 月額及び年間給与は、俸給及び扶養手当を基礎に算出

⑦ 最近の給与勧告の実施状況(行政職(一)関係)

国家公務員の給与は、民間賃金が厳しい状況にあったことを反映して、平成19年を除き、月例給又は特別給の減額による年間給与の減少又は据置きが続いています。

	月例給	特別給(ボーナス)		行政職(一)職員の 平均年間給与	
	勧告率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成11年	0.28%	4.95月	△ 0.30月	△ 9.6万円	△ 1.5%
平成12年	0.12%	4.75月	△ 0.20月	△ 7.0万円	△ 1.1%
平成13年	0.08%	4.70月	△ 0.05月	△ 1.6万円	△ 0.2%
平成14年	△ 2.03%	4.65月	△ 0.05月	△ 15.2万円	△ 2.3%
平成15年	△ 1.07%	4.40月	△ 0.25月	△ 16.5万円	△ 2.6%
平成16年	勧告なし(注1)	4.40月	-	-	-
平成17年	△ 0.36%	4.45月	0.05月	△ 0.4万円	△ 0.1%
平成18年	勧告なし(注2)	4.45月	-	-	-
平成19年	0.35%	4.50月	0.05月	4.2万円	0.7%
平成20年	勧告なし(注3)	4.50月	-	-	-
平成21年	△ 0.22%	4.15月	△ 0.35月	△ 15.4万円	△ 2.4%
平成22年	△ 0.19%	3.95月	△ 0.20月	△ 9.4万円	△ 1.5%
平成23年	△ 0.23%	3.95月	-	△ 1.5万円	△ 0.2%

(注1) 平成16年の民間給与との較差は0.01%。水準改定以外の勧告(寒冷地手当の引下げ改定等)あり。

(注2) 平成18年の民間給与との較差は0.00%。水準改定以外の勧告(給与構造改革に関する改定)あり。

(注3) 平成20年の民間給与との較差は0.04%。水準改定以外の勧告(給与構造改革に関する改定等)あり。

⑧ 給与構造改革における経過措置額の廃止について

高齢層における官民の給与差の状況、平成25年度からの定年の段階的な引上げを見据え、給与構造改革における経過措置額を廃止

経過措置額の廃止の方法

- ・ 平成24年度：経過措置額として支給されている俸給の2分の1を減額(減額の上限は1万円)して支給
- ・ 平成25年度：廃止(平成25年4月1日)

廃止に伴う昇給号俸の回復

若年・中堅層を中心に、給与構造改革期間中(平成18年度～平成21年度の4年間)に抑制されてきた昇給号俸を回復

- ・ 平成24年4月1日：平成24年4月1日時点 36歳未満の職員 最大2号俸回復
36歳以上42歳未満の職員 最大1号俸回復
- ・ 平成25年4月1日：平成25年4月1日時点 一定の年齢(※)未満の職員 最大1号俸回復

※ 平成24年4月1日における経過措置額の状況等を考慮して人事院規則で規定。

【平成25年4月1日現在における回復の状況】

※ 平成25年4月1日における措置の対象者は、平成24年4月1日における経過措置額の状況等を考慮して人事院規則で規定されます。

